

# PL 新時代の消費者保護と企業の対応

—生活者重視時代に於ける企業の品質保証体制と積極的リスク管理の在り方—

田 中 宏

The Protection of Consumer and The Counter-measures of Enterprises for the Adoption of the PL(Product Liability) Law

- What should be QA (Quality Assurance) and RM (Risk Management)

Systems of Enterprises in the Consumer's Age -

Hiroshi TANAKA

## ABSTRACT

The PL (Product Liability) law was enforced on July 1st of this year

The features of this law are the adoption of the strict product liability which is adopted in European and American PL laws

When consumers suffer damages physically or to their properties and assets due to the effects of products, enterprises (such as makers, distributors, sellers, and importers equally) are responsible for liabilities of the indemnity

In this paper, I would like to explain a study about the significance and effects by enforcement of the law, and what enterprise managements and QA (Quality Assurance) systems in Japan hereafter should be

KEYWORDS PL Product Liability, PLP Product Liability Prevention,  
PLD Product Liability Defense, Strict Liability, QA Quality Assurance

## 1 緒言

製造物責任法（PL 法）が昨年の国会で審議可決され、本年 7 月 1 日より施行された。

この法律は長い論争の末、製品に危険がありそれが原因で被害が発生したことを被害者が証明出来た場合に、製造者は過失の有無に拘らず責任を負うという“無過失責任”主義が採用され消費者寄りの欠陥認定基準が導入されたことに特色があるといわれている。

この PL 法では製品の欠陥が原因で消費者が身体的障害や財産の損壊等被害を受けた場合に、製造者は勿論、流通・販売等の業者も同じような賠償責任を問われることになる。PL 法の施行により企業責任の強化、消費者保護の傾向が強まる中で、その成立に至る経緯や論争の焦点について展望した上で、PL 法施行の意義とその影響が今後の企業経営や消

費者の対応にどのように関わって来るかなどを探ってみたい。

いづれにせよ米国のような消費者の権利意識と企業の防護意識の対立よりも、わが国の従来の商慣習による消費者と企業双方の理解による製品の安全性を高める努力や双方の信頼関係の構築を基本としたこの法律のより良い適用が望まれるところである。

## 2. 製造物責任 (PL Product Liability)とは

ここ数年の新聞やテレビ等で PL 法施行並びにその関連事項の記事や解説が目立つようになった。PL とは Product Liability の略で、製造物(賠償)責任または製品責任のことをいい、JIS Z 8101 (品質管理用語) では「設計・製造若しくは表示に欠陥がある製品を使用した者、または第三者がその欠陥のために受けた損害に対して、製造業者や販売業者

か負うべき責任」と定義している。つまり企業が製造した製品の欠陥によって消費者が損害を被った時、企業がその責任を追及され、賠償責任を負う制度で、今回施行された PL(製造物責任) 法では「製品の欠陥によって生命、身体または財産に損害を被ったことを証明した場合に、被害者は製造業者等に対して損害賠償を求めることが可能である法律であり、具体的には、製造業者等が、自ら製造、加工、輸入または一定の表示をし、引き渡した製造物の欠陥により他人の生命、身体または財産を侵害したときは、過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責任がある」ことを定めている。(政府広報)

本法律は円滑且つ適正な被害者救済を主眼としている反面、同時に製造業者等の免責事由や期間の制限についても規定し、双方の利害を考慮され、わが国の実情にマッチした緩やかな施行を狙った点が特徴とされている。

### 3 PL の重要性とその背景

最近多種多量の製品が製造・販売されるようになり、それらのクレームや欠陥により引き起こされた死傷事故や災害の件数も急激に増加し、被害者が加害者とされる製造企業に対して損害賠償を請求することは勿論、裁判にまで進展して争われる事件が増大している。

従来からの製造企業の対応では、消費者のクレーム処理は、品質保証制度の一環として、補償という形で対処して来た。つまり双方の売買契約の中で、苦情処理の問題が発生した場合には言葉は示談により責任の範囲を自由に設定して解決してきたともいえる。つまり苦情処理では、販売した製品の性能・機能が本来あるべき仕様通りに発揮されないと欠陥を生じた場合に、これに対して製品を製造したり販売したりした者の責任が問われることになる。これに対して民法に於ける製造物責任の考え方では、このような従来からの補償という考え方ではなく、民法第709条では“不法行為責任”的として、責任か“過失責任”にとどまらず製品の欠陥に起因

する“無過失責任”を負うことか原則であった。これに対して今回の PL 法の考え方の主眼点は、欠陥責任主義が明確化されたことである。それはたとえ過失かなくても製品に欠陥が認められ製品の使用者がそれに起因する損害ないしは被害が発生したことを被害者が証明できさえすれば企業は法的な賠償責任を追及されることになる。

例えは消費者が購入した電気洗濯機が動かぬ場合、メーカーは故障を修理するか、場合により製品交換をすれば消費者の苦情処理の解決はできるか、今度の PL 法では万一購入者の使用中に感電による死傷事故が発生した場合には、使用者が内部回路の絶縁不備に起因することを証明しなくとも、製品の欠陥により事故が発生し、その結果死傷事故に至ったことを証明しあえすればメーカーは法的な賠償責任を問われることになる。

しかも PL 法の先行国である米国の状況に見られる如く、製造者の欠陥により生じた事故により被害者の受けた損害の程度により、莫大な賠償額をメーカーが支払うことを余儀なくされ、場合によっては企業の経営基盤を揺るかしかねない事態に発展することもあり得ることか懸念されている。

僅か 6 条に過ぎない PL 法がその審議の過程で成案に至るまで難航し続け、成案後も特に産業界に波紋を広げ警戒心を煽ったのはこの点にあるものと考えられる。

いつれにせよ PL 法の施行の如何に拘わらず、この問題が製造者の消費者に対する基本的責務である顧客満足 (CS) 指向の品質・サービスを提供するという品質保証体制の一環としての安全性の欠如に対する責任の問題として捉られ、前向きの解釈と対処が必要であろう。

PL の問題を未然に防止するには、安全性を含む品質保証の更なる徹底が望まれるか、従来のわが国の品質保証の考え方やその体制をこの際根本的に見直し再構築する必要があろう。また同時に最近あらゆる分野に於けるリスクマネジメントの必要性が叫ばれているか、この PL の問題についてもリスクマネジメントの一環として注目し、対処することにより、この一見企業環境にとって逆境と思われる問題

に積極的に対応することにより、逆に自社の優れた点をアピールし、新しい成長機会につなげる努力も必要と考えられる。

#### 4 PL 概念の発祥とその発展の経緯

前項に述べたような今日の PL の考え方とその変遷を眺めることによって、より PL の概念の理解が容易になると考えられるので、PL 先行国としての米国の PL 事情を眺めることとしたい。

PL はもともと消費者の権利意識が高く消費者運動の盛んな米国で起こった考え方であることは当然の成り行きであったと思われる。当初メーカーが欠陥や事故の可能性のある製品を製造・販売しそれにより消費者が被害を被った場合、欠陥や事故の因果関係を被害者が実証できた場合にのみ裁判では PL 責任をメーカーに科した。これが“過失責任”といわれるものである。

ところが消費者運動の高まりと共に、製造者（売り手）は消費者（買い手）に対して売買契約上の責任を負うという原則に基づき、一定の免責条項を設けて賠償責任を持つようになった。これは“保証責任”といわれるものである。

1963年に至り、これを加速させるようなグリーンマン事件\*が発生し、この事件の裁判の判決がカリフォルニア州の最高裁で下され、これを契機として PL 法の制定を見た。

これは売り手の過失の有無に関係なく製品に欠陥があった場合には、売り手が当然賠償責任を負うという考え方である。これが“厳格責任”といわれるものである。

これは別の解釈をすれば“一般的な社会通念からする安全性を欠く製品は全て欠陥製品である”とする製造者（売り手）にとって極めて厳しい考え方であるが、この事件を契機として消費者（買い手）にとって有利な PL

の概念の基礎が確立したということができる。

注\*：電動工具メーカー、ユバ・パワープロダクツ社の電動鋸の使用中に木片が原告のグリーンマン氏の額に当り負傷した事件で、カリフォルニア州の最高裁が原告に勝訴の判決を下し、企業に賠償責任を負わせた PL 法の歴史上有名な事件である。

ここで PL 法上、明確に理解しておくべき 3 つの責任を表 1 に示す。

#### 5. 米国の PL 訴訟の多発と訴訟社会の実態

米国では“訴訟社会”といわれるよう PL 訴訟が多いことで知られている。

例えは1988年には1800万件の訴訟があり、うち PL に関するものは17000件に達しており、また、PL 訴訟による平均賠償額は年平均約100万ドルにも達している。わが国とのこの種の訴訟が戦後130件あったに過ぎないことと比較すると如何に PL 訴訟が多いかが分かる。賠償額の高額化を助長しているものが、米国特有の“懲罰賠償金”といわれる賠償金制度である。高額賠償金として有名になったのか“フォード・ピント事件”で、1978年にフォード自動車が開発した乗用車ピントが安全性に問題があったにも拘らず発売に踏み切ったため事故を起こし、裁判で訴えられ敗訴した上、賠償金とは別に懲罰賠償金として1億2千5百万ドルを追加徴収された事件である。このような賠償金高額化の原因は、米国社会の消費者の権利意識の高さや消費者運動が盛ん

表 1 製造物責任に関する 3 つの責任<sup>1)</sup>

保証責任 (Warranty)	製品に関する説明をした仕様書・型録・広告チラシ・取扱説明書・マニュアル等は全て保証という文言かなくとも買い主に対して明らかに保証の責任を約束している。
過失責任 (Negligence) (挙証責任)	明らかに製造者の過失により発生したという事故の因果関係を立証する責任が原告にある。
無過失責任 (Strict Liability) (厳格責任・推定規定)	製品に欠陥があり（欠陥の存在）、その原因により被害が発生（因果関係の存在）したことを被害者が証明出来れば製造者は過失の有無に拘らず責任を負わされる。

なことにもよるか、次に挙げるような米国特有の訴訟天国といわれる訴訟制度に起因するものである。

- 1)弁護士の多さと成功報酬制度の存在 弁護士の割合が人口350人につき1人（日本では8560人に1人）勝訴の時の弁護士の成功報酬は賠償金の30～50%平均200万ドルで、高い収入を追う弁護士はアンビュランスチェイサー（救急車の後追い）と呼ばれる。
- 2)訴訟費用の安さ 1件当たり30～50トル（日本では13億円の訴訟の手数料は67万円）
- 3)懲罰賠償金制度の存在 悪質な製品欠陥に懲罰的意味で膨大な賠償金を追徴する。
- 4)陪審員制度の存在 被害者である原告に同情的判断をすることが多い。
- 5)損害の他への転嫁 被害者が各種保険に未加入のことが多く、安い裁判費用で企業を告訴して賠償金を勝ち取る。

今回のわが国へのPL法の導入に於いて最も警戒したのか、米国の訴訟社会をまのあたりに見て、PL訴訟の多発や賠償金やPL保険金の高騰といった訴訟社会による弊害と社会的混乱を危惧する議論であった。

幸い今のところ、PL法の導入によりこのような事態は生してはいないのは双方の文化的社会的背景に相違があることと、米国の行き過ぎた訴訟社会の現状を眺めて、前者の轍を踏まぬよう、PL法制定に至る審議の過程で企業・消費者双方が行き過ぎを警戒して、どちらかといえば相互にとりハラ NS感覚のとれた緩やかな導入で妥協した結果かもたらしたものと考えられる。

PL法施行の影響をこの時期に見定めるのは時期早尚ではあるが、PL法の施行は企業と消費者の距離を縮め、双方に利益をもたらす方向を相互協力で見出だす契機となり、この努力が消費者の安全をより確かなものにし、また顧客満足（CS）を満たす製品つくりに役立つことを考えると、企業、消費者双方にとり良い影響をもたらすことが期待出来る。

反面このような文化的社会的背景の相違による米国の訴訟社会の実態を十二分に理解しそれに対する予防対策をもって対処しないと、予想しなかった事

態を引き起こし危機に陥った警告として、米国進出の企業や輸出産業の幾つかか苦い経験を味わったことか少なからずあったことか挙げられている。

## 6 各国のPL制度の現状

### (1)ヨーロッパ各国

欧洲では1985年に欧州共同体（EC）指令\*を採択して以降、フランス・スペインを除き大半の国が立法化を完了した。そして1992年のEC統合に伴って加盟国の大半が最近相次いでPL法を施行した。しかしPLに係わる訴訟の急増、賠償金やPL保険料の高騰といった事態もなく、企業や社会への大きい影響は今のところあまり認められない。

わが国のPL法審議に当たり、緩やかな導入を狙ってEC指令を参考にした所以である。

---

注\*EC指令 無過失責任を基調とした統一的なPL立法で、当時のEC加盟国12か国の中、英独伊等9か国が先づ立法化を完了し、EC統合後加盟国の大半がPL法を施行した。

---

### (2)アジア・太平洋地域

フィリピン・オーストラリア・中国も立法化を完了した。

### (3)最近の米国の現状

米国ではPL法制定後30数年を経過したか確かに60年代以降、消費者のPL訴訟が多発して米国の訴訟社会を象徴するような事態に立ち至ったことは否めない事実で、70年代と80年代の夫々の半ばにはPLを主とする賠償責任保険の保険金の支払い額の急増による保険危機の発生や製品に保険額を上乗せしたための価格上昇による商品競争力の低下等社会的混乱を招いた。そこで漸く80年代後半から各州独自のPL法を連邦法の制定により規制する動きが議会に出て来て、成案に至るまで紆余曲折はあったが本年5月に上院本会議でPL法改正案が可決され、3月下院本会議で可決された民事訴訟改革法案と合わせ調整の後成立の可能

性が現れた。このように訴訟社会の行過ぎを反省する動きが出て来たことも注目に値する。

## 7 わが国のPLの歴史と現状

わが国のPL制度は国際的に眺めて遅れが目立っていたが、この理由は米国のように訴訟の急増や賠償額のエスカレートにより、消費者のPL追及を警戒するあまり企業側の新製品に対する旺盛な開発意欲にブレーキをかけ、PL予防対策により製品原価の上昇をもたらし結果的には企業競争力の低下や企業収益を圧迫しかねないとPL制度の導入に反対の立場を探って来た産業界と、欧米社会のPL導入の趨勢から促進を主張する消費者団体との双方の利害を主張する争点の対立の期間が続いて来たためである。

わが国のPL法施行の推移を知るため、時代ごとに起こった主要関連事件とその時代の動向を眺めて行くと次のようになる。わが国のPLの歴史を概観するのに昭和30年から50年代にかけての森永ひ素ミルク事件に代表される食品・医薬品等のPL関連事件の発生した第1次PL立法化機運時代と60年以降現在に至る第2次PL立法化機運時代とに大きく分けられる\*。

---

注\* . 松本俊次 編著「PLのすべて」日刊工業新聞社より

---

### (1) 第1次立法化機運時代 (S30～S50)

#### ①主要 PL 関連事件

サリドマイド事件 (S38～S49), 森永ひ素ミルク事件 (S30～S48), カネミ油症事件 (S43～S52), スモン事件 (S30～S53) 等の事件が発生したことは記憶に新しい。

#### ②動向

米国での無過失責任の判例の出現 (S38), 経済企画庁・国民生活審議会の検討・提言 (S48), 私法学者のPL試案発表 (S50), 通産省・厚生省等による消費生活安全法や医薬被害救済制度等の立法化機運の動きが芽生えてきた。

### (2) 第2次立法化機運時代 (S60～)

#### ①主要 PL 関連事件

輸入ワイン, ジエチレングリコール混入事件 (S60), AT車暴走事故 (S62), 毛染め剤視力低下事件 (S62), スプレー式かび取り剤事件 (H3), 排気ガス車内侵入致死事件 (S60～H6), ソリブジン薬害事件 (S61～H2), カラーTV発火事件 (H元～H6) 等あらゆる製品にわたって発生しその件数も増大した。

#### ②動向

PLに関するEC指令 (S60), 法曹界からのPL法草案, 各政党からの試案, 消費者団体の活発な動き, 業界団体によるPL問題に対する積極的取組み, 国生審・法制審によるPL制度導入答申など機運の益々の高まりが顕著になった。

### (3) PL 法案成立の経緯

上に述べて来た如く産業界と消費者団体との利害が争点となり, 法案成立の機運にはなかなか至らなかつたか, 消費者重視を看板とする細川前内閣の姿勢で政府関係審議会(産業構造審議会・国民生活審議会・中央薬事審議会ほか)や各省庁とも法制化への動きを活発化し, PL制度の導入の機運が急に高まった。

この結果, 平成6年6月の通常国会にPL法案が提出され, 7月に成案を見て本年7月1日より施行された。

従来わが国では欠陥製品による消費者の被害に対して責任を追及するには, 民法第709条により原告が企業の過失を立証しなければならない“過失責任主義”によらなければならなかった。PL法の施行の結果, わが国でも欧米のように, 消費者が欠陥製品から法的保護を受けられるようになる一方, 企業側では比較的健全なEU型のPL法ではあるが, リスクマネジメントの一環としてPLP(製品責任予防)といわれる製品安全対策やPLD(PL予防対策)といわれるクレーム処理体制の強化やPL保険(損害賠償責任保険)への加入等新たな対応が必要となる。

## (4) PL 法案成立に至る論点

PL 法案の原案となった平成 5 年 12 月 10 日の国民生活審議会の答申（PL 報告\*）の審議過程で論点となった要点の内容を知ることによりこの法律の主旨が明確になるものと思われる。

(H5 12 11 日本経済新聞)

注\* 国民生活審議会（首相諮問機関 会長加藤一郎成城学園長）答申（H5 12 10）「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方」

## 「PL 報告」の要点

- 1) 製品ことでなく、包括的 PL 法を立法化する。
- 2) 現代技術で予想できない危険については製造者の弁明を認める。（開発危険の抗弁）
- 3) 因果関係を立証出来なくても発生事実で欠陥と見做す「推定規定」の導入は見送り（無過失責任主義の導入）
- 4) 欠陥の内容は紛争処理機関か判断し法案では定義せず。

## 要点の解説

## &lt;欠陥責任ルール&gt;

加害者の「過失」か被害の原因になった事を証明する必要がある現行民法の不法行為ルールに代わり「欠陥責任」ルールを導入する。

この制度では、製品の欠陥という客観的事実があり、それが被害を生んだ事か分かれは、過失の証明かなくてもメーカーは賠償の責任を負わなければならない。

欠陥の定義は、国生審報告では事故を起こした製品か「人が正当に期待出来る安全性を欠いている場合」としている。

また欠陥判断にあたっての考慮点として①製品の流通開始時に欠陥かあったか②常識を逸脱する誤使用かなかったか③メーカーの指示や警告は適切だったか

などを法律に明記する方向を示している。乱訴や裁判での不毛な論争を避けるのか狙い。

これに対して法制審議会報告は法律への明記は

困難であり、裁判に委ねるべきたとしている。

## &lt;責任期間&gt;

国生審報告は、被害の発生後 3 年または流通後 10 年で、副作用か遅れて出て来る医薬品などについては「被害発生を知り得た時から 10 年」を提案している。

これに対して法制審議会報告は現行民法に沿って、被害発生後 3 年または欠陥発生後 20 年を主張、食い違いが見られる。

## &lt;開発危険の抗弁&gt;

これは出荷時点の科学技術水準では製品の欠陥か予測不可能だとメーカーが証明すれば免責になる仕組み。これを設けるのは、予測出来ない欠陥にまで責任を負わせると、メーカーの新製品開発意欲をそき、技術革新を阻害しかねないと理由によるもの。

国生審報告は、免責の基準となる技術レベルを「入手可能な最高の科学技術知識の水準」と高く設定すれば、消費者救済の実効性が失われる恐れは小さいと指摘している。また開発危険の抗弁を設けることで、予測可能性をめぐる立証責任がメーカーにあることか明確になるため、消費者にもメリットがあると強調している。

## &lt;推定規定&gt;

一般消費者がハイテク製品などの欠陥を証明することは難しいため、メーカーが特に反証を挙げない限り、被害の原因は欠陥にあったと見做す「推定規定」の導入を求める声か、消費者団体を中心に強かった。しかし産業界が強く反発、国生審報告も反対の立場をとった。

## &lt;紛争処理・原因究明期間&gt;

製品被害に係わる紛争の大半は小額被害。裁判で争うことは時間と費用の両面で割に合わない。このため報告は裁判外の紛争処理機関の整備を求めてている。訴訟の乱発を防ぐ効果も狙っている。

あらゆる製品に関する紛争を取り扱う行政機関として地方自治体の苦情処理委員会を活用。専門知識が必要な紛争の解決にも対応できる民間型機関として、自動車や家電など業界ごとに紛争処理機関を設置する案などが浮上した。

また「推定規定」の導入を見送ったこともあり、消費者の証明負担の実質的な軽減策として被害の原因究明機関の整備が強調された。PL立法化の過程での論点の骨子と米国、欧州連合とのそれとの比較を表2に示す。

## 8. 製造物責任法の内容

平成7年7月1日より施行されたわが国の製造物責任法(PL法)は全部で6つの条文よりなっており、その内容を表3に掲げる。

表2 PL立法化の論点と各制度比較 93.10.15~26 新聞記事纏め

	わが国(関係審議会答申)	米国	EU(EC指令)
欠陥の証明責任 推定規定の適用 (欠陥や事故の因果関係 原告立証)	推定規定導入見送り (紛争処理機関の設置)	「証拠の優越」原則適用で 原告の証明の負担軽減	原告が欠陥を証明の必要あり 適用せず
開発危険の抗弁 (製品開発時の危険性予知の責任の免除)	先端的研究開発や技術開発を 阻害せぬよう認める	基本的に適用	適用
PL法の制定	全商品対象の一括包括	各州ごとの判例法 各州最高裁の判例実績	各国こと 12か国制定
PL訴訟危機の可能性	なし EU型緩やかな運用	有り 亂訴社会 懲罰賠償陪審制度	なし 緩やかな運用

表3 わが国の製造物責任法(PL法)

### PL法

#### [目的]

第1条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体または財産にかかる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償について定めることにより、被害者の保護を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### [定義]

第2条 1 この法律において「製造物」とは、製造または加工された動産をいう。  
 2 この法律において「欠陥」とは、①当該製品の特性、②その通常予見される使用形態、③その製造業者か当該製品を引き渡した時期、その他の当該製品にかかる事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全を欠いていたことをいう。  
 3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。  
 ① 当該製造物を業として製造・加工または輸入した者(以下「製造業者」という)  
 ② 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示(以下「氏名等の表示」という)をした者、または当該製造物にその製造者と誤認させるような氏名等の表示をした者  
 ③ 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入または販売にかかる形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造者と認めることができる氏名等を表示した者

#### [製造物責任]

第3条 製造業者等は、その製造、加工、輸入または前条第3項第2号もしくは、第3号の氏名の表示をした製造物であっても、その引渡したもののが欠陥により他人の生命、身体または財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任する。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りではない。

#### [免責事由]

第4条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項

を証明したときは、同条に規定する賠償の責任に任しない。

- ① 当該製造物をその製造者等が引き渡した時における科学または技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することできなかったこと
- ② 当該製造物が他の製造物または原材料として使用された場合において、その欠陥がもっぱら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従つたことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと

#### [期限の制限]

第5条 1 第3条に規定する損害賠償の請求権は、被害者または、その法定代理人が損害及び賠償責任を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。  
 2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することになる物質による損害または一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する

#### [民法の適応]

第6条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治29年法律第89号)の規定による

#### 付則

##### [施行期日等]

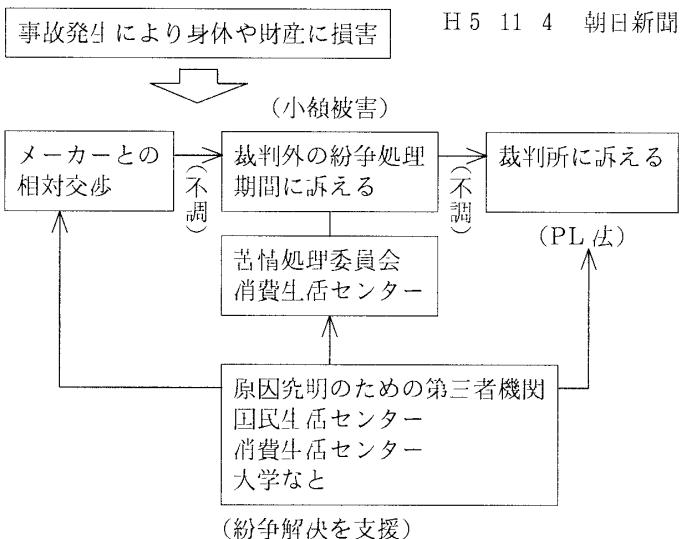
- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、この法律の施行後にその製造業者が引き渡した製造物について適用する。(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)
- 2 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)の一部を次のように改正する。  
 第4条第3項中「及び船舶の所有者等の責任の期限に関する法律(昭和50年法律第94号)」を、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和54年法律第94号)及び製造物責任法(平成6年法律第85号)」に改める。

表4 製造物責任法（PL法）要点

H 6 4 22 朝日新聞

(1) 製造物の定義	製造または加工されたもの(不動産、サービスは除く)血液製剤の一部、生ワクチンも含む
(2) 欠陥の定義	ふつうある筈の安全性がないこと。製造物の特性や使用のされ方などを考慮。製造物に欠陥がないことなどについて、製造者に証明の責任を負わせる「推定規定」は取入れてない。
(3) 製造業者の定義	製造・加工・輸入業者。製造業者として氏名などを表示した者。販売・運送・修理業者などは原則的に含まれない。
(4) 製造物責任の内容	製造物の欠陥により、他人の生命、身体、財産を侵害したときは、損害を賠償する責任がある。民法709条では、故意または過失によって他人の権利を侵害した者は、損害を賠償する責任がある、とされていた。
(5) 免責の対象	製品引き渡し時期の科学・技術に関する知見で欠陥かわらなかい場合。これが「開発危険の抗弁」といわれ、科学水準論争になるなどして被害者の救済が遅れるとの批判（日弁連など）がある。
(6) 期間	損害・賠償義務を知ってから3年で時効。製造物引き渡しから10年で時効（蓄積、潜伏後の損害は、発生後から計算）

図1 欠陥製品による消費者被害救済の仕組み



また、その要点を表4に示した。

## 9 製品の欠陥の概念<sup>2)</sup>

PL制度のもとで企業が責任を問われるのはあくまでその製品に欠陥が存在していた場合に限られ、その意味で製品の「欠陥」こそがPLを論ずる場合の再重要概念といえる。

製造物責任法では「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。と定義されているか、あまりにも抽象的でその概念は捉えにくい。もう少し具体的に何を以て「欠陥」と見做すべきか

を知ることか重要なポイントであり、歐米の欠陥の定義と我が国の欠陥の定義を比較しながら解説を加えたい。

### (1)米国の欠陥の考え方

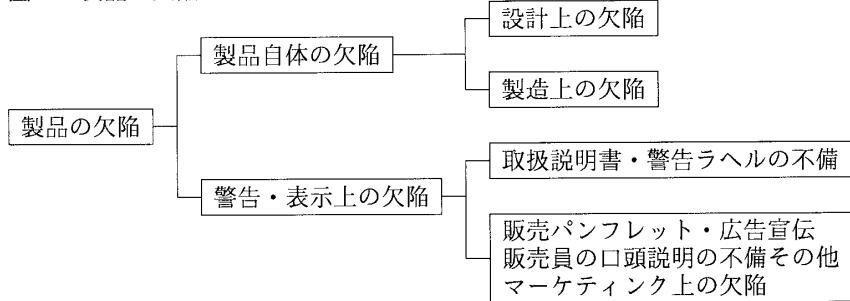
(a)米国ではPL法で定められた定義は存在しない

米国では、一般的には例えば不法行為法402A条で「不相当に危険」のような定義は有るか決まった定義は存在しない。連邦統一のPL法ではなく、PL訴訟はその州の法律や判例に基づき、その都度陪審員により欠陥の有無が判定されている。製品の欠陥は一般に次の3つに分類している。

①設計上の欠陥 図面・仕様書に基づいて製品が作られていても、製品に危険を内在しており、設計上それを排除したり防護したりする対策が適切に行なわれていないもの。

②製造上の欠陥 図面・仕様書通りに製造されていないもの。例えは使用部品・材料に欠陥の有ったり、工程や検査の不備で設計通りの安全性が確保されていないもの。

③警告・表示上の欠陥 取扱説明書・警告ラベル・広告宣伝物等の指示や警告のミスや不備により危険を生じさせるもの。安全性について明示・若しくは暗黙のうちに保証している安全性能や機能がその通り働くかないもの。

図2 製品の欠陥とは<sup>2)</sup>

## (b)欠陥の判断基準

従来の判例・立法例等による判断基準として次のようなものがある。

- ①標準逸脱基準 製品が、正常な標準（図面・仕様書等）から逸脱しているもの。製造上の欠陥判断に役立つが設計上、警告・表示上の欠陥とは別である。
- ②消費者期待基準 製品が通常の消費者が期待する安全性を欠くもの。
- ③危険効用基準 製品が持つ危険性と有用性を比較して危険性が上回るもの。
- ④バーカー基準 上の②と③を組み合わせた考え方で消費者期待基準で欠陥が認められぬ時、危険効用基準を適用刷るもの。製造者に厳しい基準である。

## (2)欧州の欠陥の考え方

EC指令に欠陥の定義がされている（第6条 欠陥の定義）

- 1)製造物は、次の各号に掲げる状況を含む全ての状況を考慮した上で、人が正当に期待する安全性を提供しない場合に、欠陥を有するものとする。

当該製造物の①表示②合理的に予測することが可能な用途③流通過程における時期①項は安全性のため重要との認識から独立して表現している。

- 2)製造物は、後により良い製造物が流通過程に置かれたことのみを理由にして、欠陥を有するものとは見做されない。

これは改良前の製品の欠陥を証明することにならぬよう設けたものである。

## (3)わが国の欠陥の定義と考え方

製造物責任法第2条第2項で次のように定義している。

「2. この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見され

る使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係わる事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。」

“通常有すべき安全性”とは欧米の定義のように“消費者が期待する程度の安全性”であり、この有無を判断する場合に“当該製造物の特性（その製品の種類・性能・機能等により決まる特質）”，“通常予見される使用形態（その製品が専門家が使うのか、一般消費者か）”，“引渡し時期（製品の欠陥の有無を考慮する時点を、製品が流通段階に置かれた時点とする）”の3点を考慮することを規定している。

## (4)製造物責任の欠陥と安全規則・規準との関係

安全規則・基準を守ることは安全確保のための必要条件で、これを守っていない場合は製品の欠陥となる可能性が高く、逆に守っていても過失や欠陥のない証明にはならず十分条件ではない。

従って製品の安全を確保するには法令で定められた安全規則・基準を守ることは勿論、自社製品に対応した安全基準を制定し、順守することが必要である。

10. 製造物責任法（PL法）の施行に対する企業の対応<sup>1)</sup>

従来は欠陥といえばその製品の品質不良のみ問題視されてきたが、これからのPL法の施行で問題となる製品の欠陥としては、安全性に関する設計・製造上の欠陥や使用上の注意・警告の周知方法の不備による欠陥等も含まれるようになり、これらの予防のためには製造者側で品質管理や品質保証の徹底は勿論、次のような事項に留意して具体的に対応して

行く必要がある。

消費者により安全な製品を供給するため、また企業組織としての PL 予防の対策として、基本的には品質保証体制に於ける品質保証プログラムの徹底は勿論ではあるか、経営トップの製品安全に対する方針の確立、企業活動の全ての分野に於ける製品安全設計と PL 総合管理の実施、品質保証に関する文書管理・情報管理の徹底など「安全設計技術の確立と安全プログラムの整備と徹底」が望まれる。

#### (1) PL 対策の具体策

##### 1) 経営トップのマネージメントの確立と推進体制の確立

全社挙げて PL 対策を推進して行くには、先ず製品の安全性確保や製品保証について経営トップが率先して進めるという経営トップの強い熱意と方針を打ち出すことが必要である。また製品安全を組織的に推進するためには、製品の安全性確保や製品保証についての社内体制や組織を確立することか活動を効果的に推進する上で重要であろう。

そのためには、例えは全社組織の中に製品安全監視・管理機構を確立し、製品安全問題の中核となって推進するスタッフ部門を設けることも大切である。

次に従来から殆どの企業で確立されている品質保証体制の中の品質保証プログラムの一環として、開発・設計・製造・検査・出荷・販売・サービス・廃棄に至るまでの製品ライフサイクル各段階での製品安全プログラムを策定し着実に実行する。

全社的にこの活動を展開し効果をあけて行くためには、まつ全社員が一丸となって PL 対策を推進するという意識の高揚とその雰囲気つくりが重要である。

TQC 活動の中で、従業員一人一人が品質保証・製品責任に対する強い自覚と認識を持つことが望まれる。また、PL 対策推進スタッフのみならず全員が PL に関する知識 例えは PL 法の内容や対応策等についても関心を持つ必要がある。

##### 2) 製品安全設計と総合的管理の徹底

従来から進められて来た品質保証体制に於ける品質保証プログラムを PL 対策の観点から再度見

直して、製品安全設計とその総合的管理体制の再構築が望まれる。

開発・設計段階では品質保証設計のプロセスを再検討し製品安全設計の優先度を高める。またこの段階に於ける諸データは PL 問題が発生した時には特に重要な証拠となる。(開発危険の抗弁、技術水準の裁定等) 試験データの見直しや特許・研究開発論文の再チェックも必要となる。

次に製造段階では、従来の TQC 型概念による品質保証活動の見直しを図り、外部監査主体の歐米型品質保証概念に意識転換を図って行かねはならない。

PL 問題では、製造過程に於ける情報やデータが重要になるので、文書管理・変更管理のための文書作成・保管基準の見直し整備が要求される。

系列企業を含めて PL 責任が追及されるので特に資材調達先との PL 対応策、調達文書の見直しも必要となる。

販売段階に於いても、PL の視点で市場の考察するとか、PL 関連市場情報の収集、PL を意識した保証を留意した販売促進、据付・施工時の PL 予防策等が望まれる。

一般的な社内の PL 予防教育や PL 啓蒙の徹底が製品安全確保の基本となる。これによって再発防止策のみならず欠陥の予測、予防システム等を前向きに推進することが可能になる。これらの教育の中で PL に関するあらゆる知識・情報を知り PL 活動に役立てることが出来る。それらは欠陥製品の概念をはじめ関連法規格から広く異文化圏の法体系、産業基盤、自然環境、生活環境、地理的環境、技術・経済環境等にまで及ぶ。

特に PL 先進国の米国向け輸出に必要な情報・知識として、わが国の文化・社会と異なる米国の訴訟社会の現状とその背景の認識、米国 PL 法原理・訴訟の流れ等を知って置くことは米国に輸出したり企業進出を図る場合は必須の知識となる。  
3) 従来型品質保証体制の見直し

最近の品質保証問題を巡る世界の趨勢は大きな変革を見せており、この PL 問題をはじめ、国際規格 ISO 9000s(JIS 9900s) に基づく品質システ

ム審査登録制度の実施、さらには顧客満足（CS）理念の重視等從来から受け継かれた品質保証の考え方を大きく変換させなければならない環境に移り変わりつつある。

今までいわゆる日本の経営の中に醸成され成功をおさめたわが国独特の品質保証の基本理念から生まれ育ったTQC活動にも一つの転換期に迫られていることを物語っている。

このPL問題に於いても、企業の従来型の自己管理・自律的品質保証の考え方や進め方では対応が不可能と考えられる。

今日の品質保証の基本的な在り方は、もはや自社中心の唯我独尊的品質管理・品質保証体制では通用しない時代となり、欧米の契約社会から生まれた品質契約的思想をベースとした考え方即ち第3者立証型（公的機関による認証或いは顧客による認知）の品質保証体制や進め方に転換を図る必要がある。これは最近品質問題として国際的に起りつつある上述の諸問題を考えても明らかであろう。

このPL問題の対応として、企業が先づ第一に取り組むべき品質保証体制の見直しに於いても、日本的といわれる“品質技術指向型品質保証”から欧米型の“品質保証管理活動立証型品質保証”への考え方或いは進め方への変革が必要であろう。

従って自己管理実証のための品質保証体制やシステム運営を証明する文書やQA活動状況を示すデータや情報を記録したQA文書の管理が重要となる。

またPLで重要視される問題が製品の欠陥の対象であるか、PLでは製品自体の欠陥に加えて警告・表示上の欠陥にも対象が拡大される。従って従来のどちらかと言えば製品のみを対象とした品質管理活動から、製品は勿論、警告ラベル・型録・マニュアルを含めたQC活動まで対象を広げて行く必要がある。

#### 4)文書管理（ドキュメンテーション・マネジメント）の徹底

PL対策では前項でも触れた如く社内予防体制の段階からPL訴訟に発展した段階まで“文書に

よる立証”が重要視されることは言うまでもない。

従って文書管理については平素から細心の注意を払ってその体制の整備・充実に努めなければならない。

社内文書管理や情報管理についてPL対策として特に留意すべき事項を項目のみ次に掲げる。

- ・品質保証に関する文書管理の徹底
- ・品質システム審査登録制度関連文書の整備（品質マニュアル等）
- ・変更管理（コンフィギュレーション・マネジメント）の確実実施
- ・社内標準体系の確立と社内標準管理の推進（作成・見直し）
- ・社内インフォーメーション・マネジメント（情報管理）システムの確立・運営
- ・知的所有権関連文書（特許・実用新案・意匠登録・研究開発関係論文等）の整備
- ・文書作成基準の制定・実施
- ・安全性・信頼性・保全性等の文書化、保管
- ・PL関係の内外の資料・データ（自社・他社・外国等）の収集・保管・活用等

#### 5)情報伝達管理（コミュニケーション・マネジメント）の徹底

PL対策としては、平素からその企業及び製品についてあらゆる機会と手段を活用して広報や情報伝達に努めておくことが必要となる。

PLでは警告・表示上の欠陥も厳しく追及されるので、この面の作成・伝達には特に注意が必要となる。

情報伝達管理について、PL対策上特に留意すべき事項について項目のみ列挙する。

- ・情報の収集と活用（市場情報・他社情報・技術情報等）
- ・情報伝達による顧客とのコミュニケーションの重視
- ・製品型録・製品仕様書・取扱説明書・マニュアル・注意書き・警告ラベル等の作成方法の見直し
- ・警告・表示上の欠陥の防止（警告ラベル・マニュアル・取扱説明書等）

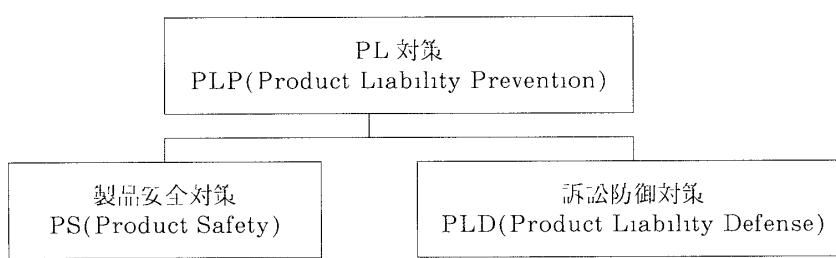
- 警告ラベル Danger Warning Caution  
Note 4段階の使い分け  
取扱説明書・マニュアル 製品の一部である認識、誤操作防止の内容、適切な警告・指示、曖昧表現の禁物、回避
- 6) PL 予防のための組織確立・人材の育成  
社内に総合的 PL 対策のための専門部署や推進委員会・プロジェクトを設置或いは PL 予防専門担当者の人材を育成する。  
・PL エンジニアやセフティ・エンジニア・コントラクト・エンジニアと呼ばれる製品安全の専門家を育成・配置する。
- Safety Engineer 製品安全技術・PL 訴訟に於ける技術問題対応  
Contract Engineer 文書管理中心の QA  
・技術知識・契約・交渉問題等
- 7) PL 対策におけるリスクマネジメント（危機管理）<sup>2)</sup>  
PL 問題を企業経営に於ける一つのリスクと位置付け、PL 対策にもリスク管理の考え方や手法の適用を行なうことか有効である。
- PL 対策(PLP Product Liability Prevention)の具体的な体制として、一つは自社の製品安全対策を完全なものにして PL 事故の発生を未然に防止する対策、即ち製品安全対策（PS Product Safety）ともう一つの PL 事故が発生した後賠償金の支払による損失をいかに最小限に食い止めらるか等のいわば事後の PL 訴訟の防御対策（PLD Product liability Defense）から成り立ってっている。後者では製造物賠償保険（PL 保険）の加入や事故時の原告との交渉や訴訟の対策に弁護士やコンサルタントの依頼も必要となる。
- リスクマネジメントの考え方では、PL リスクの対策・処理の方法として事故の発生を事前に防止するために原因となるものを未然に制御したり、事故発生後に損失を出来るだけ少なくするためのリスク制御と PL 事故により企業経営に影響を及ぼさないようリスク財務対策等が考えられる。
- 前者では、製品安全設計の徹底や取扱説明書・警告ラベルの充実は勿論、設計上対応不可能製品の開発中止等製品そのものの対策から、訴訟対策や損失財産の事前分散などによるリスクの分散・軽減策等がある。
- 後者では、財務的対策として一般的な製造物賠償保険の加入とか損害補償契約等リスクによる損害の軽減策等がある。
- このように PL 対策にもリスクマネジメントのプロセスの適用を図るなど万全の策も必要となる。
- (2) PL 予防策の基本  
以上企業側の PL 対策としていくつかを挙げたか、結論として PL 予防策の基本的考え方は次の 3 点を着実に履行することに尽きると考えられる。
- 1) 製品安全設計システムを確立し確実に実行する。
  - 2) 従来の品質保証体制の見直しと改善を図る。
  - 3) 文書管理・情報伝達管理を徹底する。

## 10 結び——わが国の製造物責任制度の課題

従来の品質保証の考え方とは、企業内部での品質保証体制の確立及び維持が基本であったが、この PL の問題に於いても欧米型品質保証の考え方による外部品質保証の枠組みの中で、特に製品安全性の責任の追及か法規制という形で行なわれたものである。

これらの法規制による品質保証の強制化の仕組みは、元来欧米人の個人主義思想から生まれた権利意識の高さか消費者保護、消費者運動に発展したもので、わが国の産業・文化を取り入れて来た品質保証概念とはいささか相容れない面もあったか、品質保証も国際化が進展する中で漸くわが国の産業・文化環境にマッチした形で法制化された。

図3 PL 対策の 2 つの柱<sup>2)</sup>



従って日本の PL 法というものを国際的視点でとらえつつ、今後緩やかな形で我々の社会に定着させなければならない。

PL を理解しその対策を確立するには、まづ米国という我々と異なった文化的背景を持つ独特の訴訟社会を理解することと、その PL の運用の姿や適用の実態をすることであろう。

—引用・参考文献—

- 1 松本俊次・日産火災海上保険（1992）「早わかり PL のすべて」日刊工業新聞社
- 2 大川俊夫（1994）「PL のおはなし」日本規格協会
- 3 小林秀之（1992）「当世 PL 事情」マンスリーみつひし 1992 JAN No 318 三菱広報
- 4 シンポシウム（1995 6 9）「PL 新時代の企業経営」1995 6 30日本経済新聞
- 5 田中 宏（1994 10 8）「製造物責任と消費者保護」平成 6 年度四国大学開放講座予稿